平成２４年（フ）第１７８号
盛岡市西青山３丁目５番６号
破産者　大森　清立
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５３３号
静岡県浜松市東区大蒲町79番地の８　六軒コーポ201
破産者　三好　壮太
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
香川県高松市国分寺町新居3135番地１
破産者　射場　英二
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１００号
山口市平井403番地
破産者　杉山　一也
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１号
石川県輪島市輪島崎町１部131番地
破産者　阿部　幸彦
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１２４号
山口市大内長野1748番地１　パストラルＢ205
破産者　柴原　初美
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１１号
長野県中野市西１丁目４番31号
破産者　有限会社ラッキー
1　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
2　一般調査期日　平成25年10月28日午前11時
平成25年８月８日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
長野市篠ノ井布施五明上六反16―８　タウン小林Ｆ棟、住民票上の住所長野市三輪６丁目３番10号
破産者　市川紀美子
1　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
2　一般調査期日　平成25年11月14日午前10時
平成25年８月８日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
京都府久世郡久御山町島田苗代７番地５
破産者　曽束　　功
1　破産債権の届出期間　平成25年９月19日まで
2　一般調査期日　平成25年11月26日午前11時
平成25年８月８日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９号
神奈川県藤沢市片瀬海岸２丁目８番22号
破産者　小島　泰司
1　破産債権の届出期間　平成25年９月30日まで
2　一般調査期日　平成25年11月15日午後３時
平成25年８月７日　京都地方裁判所宮津支部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２４年（フ）第１１８号
宮崎県延岡市北方町川水流卯100番地
破産者　共進工業有限会社
1　破産債権の届出期間　平成25年９月10日まで
2　一般調査期間　平成25年10月11日から平成25年10月25日まで
平成25年８月８日　宮崎地方裁判所延岡支部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第２４号
富山県高岡市京田601番地
破産者　株式会社北陸コスモ
1　期日　平成25年10月17日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年８月８日　富山地方裁判所高岡支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１５号
鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木181番地、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県奄美市名瀬小浜町18番12号
破産者　株式会社丸善工務店
異議申述期間　平成25年９月20日まで
平成25年８月５日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第４号
静岡県浜松市北区初生町352番地の２
清算株式会社　株式会社農産振興
代表清算人　永田　次郎
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

平成２５年（ヒ）第３０１０号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目10番４号
清算株式会社　株式会社ウインク
代表清算人　永井　博之
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

更生計画案議決権行使方法等

平成２４年（ミ）第１９―２１号
東京都港区高輪２丁目15番21号
更生会社　ワシ興産株式会社
福井市宝永４丁目３番１号三井生命福井ビル８階
更生会社　ワシマイヤー株式会社
福井市宝永４丁目３番１号
更生会社　株式会社アサヒオプティカル
1　議決権行使の方法　書面投票による行使
2　投票期間　平成25年８月７日から同年９月25日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成25年９月11日
平成25年８月７日
東京地方裁判所民事第８部

責任制限手続における知れている受益債務者の追加

次の船舶所有者等責任制限事件について、１記載の知れている受益債務者の追加があった。

平成２５年（船）第１号
東京都港区虎ノ門２丁目１番１号
申立人　株式会社商船三井
1　知れている受益債務者として新たに追加された者の氏名又は名称及びこの者と事故に係る船舶との関係
アメリカン・プレジデント・ラインズ・リミテッド（American President Lines, Ltd.）
スロット傭船者（Slot Charterer）
2　制限債権の届出期間　平成25年11月15日まで
3　制限債権の調査期日　平成26年１月14日午後２時
4　申立人又は受益債務者に対する制限債権を有する者は、その債権を上記２記載の届出期間内に届け出なければならない。
東京地方裁判所民事第８部